株　主　各　位

(証券コード：6736)
2020年３月18日
愛知県江南市古知野町朝日250番地
サン電子株式会社
代表取締役社長 木　村　好　己

臨時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本臨時株主総会は株主からの請求を受けて開催するものですが、上程されている議案には、当社提案（第１号議案）、当社及び当該株主双方からの提案（第２号議案）、当該株主からの提案（第３号議案、第４号議案）が含まれております。議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりでありますが、当社取締役会は、株主提案に係る第３号議案、第４号議案には反対しております。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方については、13頁から28頁をご参照ください。
　なお、**新型コロナウィルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権行使書による議決権の行使をお願い申し上げます**。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、是非当社取締役会の意見（会社提案）にご賛同いただき、2020年４月７日（火曜日）午後５時までに到着するよう議決権行使書用紙をご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年４月８日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社江南事業所３階会議室
（会場が前回の定時株主総会と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 株主総会の目的である事項
決 議 事 項
【会社提案】
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件
【会社提案・株主提案】
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
【株主提案】
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名解任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以　上

◎ **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**
◎ **新型コロナウィルスの感染が広がっておりますので、ご出席の際は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。**
◎ **「株主総会参考書類」の記載事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://sun-denshi.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。**
◎ **議決権行使書による議決権行使の際に各議案につき賛否の表示のない場合には、第１号議案及び第２号議案については賛成の意思表示があったものとして、第３号議案及び第４号議案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。**

株主総会参考書類

議案及び参考事項

《会社提案》

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

取締役候補者　　辻野晃一郎

【議案の要領】

取締役１名（監査等委員である取締役を除く。取締役候補者：辻野晃一郎）の選任をお願いするものであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
辻野（つじの）　晃一郎（こういちろう） （1957年７月10日生）	1984年４月　ソニー株式会社入社 1997年９月　同社　ITカンパニーデスクトップコンピュータ部統括部長 2001年４月　同社　ネットワークターミナルソリューションカンパニープレジデント 2003年４月　同社　ホームストレージカンパニープレジデント 2004年11月　同社　コネクトカンパニー共同プレジデント 2007年４月　グーグル日本法人執行役員　製品開発本部長 2009年１月　同社　代表取締役社長 2010年10月　アレックス株式会社創業　代表取締役社長（現任） 2011年６月　KLab株式会社　社外取締役 2012年４月　早稲田大学商学学術院　客員教授 2012年６月　株式会社AOI Pro.　社外取締役 2017年８月　株式会社ウェザーニューズ　社外取締役（現任）	０株

（注）1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻野晃一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本議案につきましては、監査等委員会より特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。
4. 当社は社外取締役として有能な人財を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、辻野晃一郎氏について、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 「所有する当社株式の数」は、2020年２月18日現在の株式数を記載しております。

【社外取締役候補者の選任理由】

辻野晃一郎氏は、ソニー株式会社において様々な事業責任者を経験し、かつ赤字部門を短期間で黒字に転換するなど変化するマーケットにおいて、事業に偏らない豊富な経験・実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、その後、グーグル日本法人代表取締役社長として異なる文化に接しながら、企業経営を行った経験があります。またアレックス株式会社を創業し、ITを活か

したグローバルビジネスを展開しています。当社は国内事業の立て直しと海外子会社の成長という２つの大きなグループ経営課題に直面しているところ、これらの課題解決による当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、辻野氏からは当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

【提案理由】

当社指名諮問委員会は、13頁から28頁で詳述する当社の業績回復に向けた戦略の実行に向けて、当社の現在の役員のスキルを分析し、特に、モバイルデータソリューション事業を含むIT関連事業における事業開発や赤字部門の立て直しを行ってきた経験を有する者が不足しているとの結論に至り、グローバルなIT分野における事業開発や赤字部門の黒字化の経験を豊富に有する辻野晃一郎氏を、社外取締役候補者として答申し、当社取締役会は当該答申に基づき同氏を社外取締役候補者として決定いたしました。辻野氏は、当社取締役会に新たな視点をもたらすだけでなく、当社の社外取締役として、当社の経営を実効的にかつ独立した立場から監督することが可能であると考えられます。

《会社提案・株主提案》

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役候補者　　内海　龍輔

同　　岩田　彰

【議案の要領】

取締役２名（監査等委員である取締役を除く。取締役候補者：内海龍輔、岩田彰）の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内海　龍輔（うつみ　りゅうすけ） （1965年10月8日生）	2008年３月　社団法人中部経営情報化協会 あいちベンチャーハウス インキュベーションマネージャー 2009年６月　社団法人中部航空宇宙技術センター　産業支援部担当部長 2012年６月　当社入社 2018年10月　当社　内部統制室室長 2019年４月　当社　内部監査室室長	０株
2	岩田　彰（いわた　あきら） （1950年11月30日生）	1985年４月　名古屋工業大学　工学部情報工学科　助教授 1993年４月　名古屋工業大学　工学部電気情報工学科　教授 1997年４月　名古屋工業大学　工学部電気情報工学科　学科長 2002年11月　名古屋工業大学　副学長 2004年１月　名古屋工業大学　大学院工学研究科　教授 2004年４月　国立大学法人名古屋工業大学　大学院工学研究科　教授 2004年４月　国立大学法人名古屋工業大学 テクノイノベーションセンター　知財管理部門長（併任） 2016年４月　国立大学法人名古屋工業大学　名誉教授（現任） 2016年４月　国立大学法人名古屋工業大学発ベンチャー企業 株式会社エンセファロン　代表取締役（現任）	０株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岩田彰氏は社外取締役候補者であります。
3. 本議案につきましては、監査等委員会より特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。
4. 当社は社外取締役として有能な人財を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、岩田彰氏について、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 「所有する当社株式の数」は、2020年２月18日現在の株式数を記載しております。

【各取締役候補者の選任理由】

（当社による選任理由）

内海龍輔氏は2012年から当社において勤務し、主に当社の製造部門での実務を経験し、2019年４月から2019年９月までは内部監査室室長を務め、当社固有のコーポレートガバナンスの改善活動に尽

力しておりました。また2019年10月からITSプロジェクトで当社のIT関連商材の販売に尽力しております。当社は、今後の成長過程でコーポレートガバナンスのさらなる強化が重要であると認識しており、専任の取締役を選任することで当該課題に取り組んでまいりたいと考えておりましたところ、内海龍輔氏の経験が適任であると判断いたしました。また、当社指名諮問委員会からの答申に基づき、当社取締役に不足しているスキルが補完されるとともに、当社取締役会に新たな視点をもたらすことが期待できると考え、当社取締役に選任すべきと判断いたしました。また、内海氏は当社の創業家の一員であり、当社の経営理念を従業員・創業家という双方の立場で理解してきた経緯から、幅広いステークホルダーの視点を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上に向けて現在の取締役にない視点で業務に取り組むことが期待できると考えております。

岩田彰氏は、AI、ニューラルネットワーク、ディープラーニング、情報セキュリティ及びIoTの分野について高度な専門知識を有しており、また当該分野におけるコンサルティングの知識も豊富であります。そこで、当社が業績回復に向けた事業ポートフォリオの選択と集中の中で特に強化しようとしている新規IT関連事業の分野について、その技術的知見とビジネス面でのアドバイスの経験を踏まえて、大きく貢献することが期待できると考えております。

（提案株主による選任理由）

内海龍輔氏は当社の内部監査室室長であり、当社の内部統制の強化のための問題特定とリスク評価に努めてきました。内海氏は当社内で役職をもつ唯一の創業家出身者であり、当社のコーポレートガバナンス上の問題の把握と改善に真摯に取り組んで参りました。内海氏は当社の事情に精通し、かつ内部統制システムの構築と改善に関する高度な専門的知見を有しています。当社の変革と再構築のためには、当社の内部統制の問題に精通し、かつ効果的なコーポレートガバナンス体制構築のための是正措置を策定する能力を備えた取締役の存在が新経営陣に必要不可欠であるところ、内海氏はその職責を担える最適の人材です。さらに内海氏は当社の創業家の一員として当社の国内外の事業の建直しと発展に身を捧げ、業界を牽引する力強い事業を構築します。

岩田彰氏は、人工知能（AI)、ニューラルネットワーク、ディープラーニング、情報セキュリティの世界的権威です。45年間にわたるキャリアを通じ、学術研究及び民間産業における業績で極めて高い評価を受けており、IOTセンサーシステムの企画・開発・製造に関するコンサルティングの豊富な経験を有しています。

当社が現在の業績不振を脱し国内外のビジネスの再構築を通じて成長を遂げるためには、かかる技術的な専門知識と経験を有する取締役が不可欠であるところ、岩田教授はその高度な技術的専門知識と経験を通じて当社に必要な戦略とビジョンをもたらし、当社の技術的な潜在能力を見極めてこれを発展させ、高収益事業における当社の競争力を高めることができます。

（会社注）
内海龍輔氏が当社の内部監査室室長を務めたのは2019年４月から2019年９月までであり、現在は内部監査室室長ではございません。

【提案理由の概要】
（当社による提案理由）
当社指名諮問委員会は、提案株主から提案された取締役候補者のうち、内海龍輔氏及び岩田彰氏のこれまでの経歴等の資料を検討した結果、13頁から28頁で詳述する当社の業績回復に向けた戦略の実行において、内海氏の有するコーポレートガバナンスに関する知見と、岩田氏の有するAIやIoTに関する技術的な専門知識及び経験により、当社取締役に不足しているスキルが補完されるとともに、当社取締役会に新たな視点をもたらすことが期待できると考え、これら２名は当社取締役に選任すべきであると答申し、当社取締役会は当該答申に基づき両氏を当社取締役に選任すべきと判断いたしました。
なお、内海氏及び岩田氏からは、2020年３月９日時点において、会社提案の取締役候補者としての就任については承諾を得ておりません。当社としましては、本臨時株主総会の開催日までの間、当社及び当社指名諮問委員会との協議を重ねていただくこと等を通じて、ご承諾を得られるべく引き続き努力を重ねて参る所存です。

（提案株主による提案理由）
提案株主は、当社には第３号議案の提案理由の概要に記載の問題があると考えており、第４号議案に係る取締役候補者３名を含む取締役候補者５名と代表取締役社長木村好己氏のリーダーシップのもとに必要な役職員の採用及び配置を行い、会社の業績回復のための中長期計画を策定し、その計画に沿った改革を確実に実行してゆくことが喫緊の課題であるため、第４号議案に係る取締役候補者３名を含む取締役候補者５名の選任を請求するとのことです。

《株主提案》

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名解任の件

解任対象取締役	山口　正則
同	山岸　栄
同	山本　泰
同	入部　直之

【議案の要領】

取締役４名（監査等委員である取締役を除く。解任対象取締役：山口正則、山岸栄、山本泰、入部直之）を解任する。

【提案理由の概要】

（１）当社の継続的な業績不振について

当社は既に2018年３月期と2019年３月期の２期連続で営業損失を計上し、2020年３月期にも営業損失を計上することが見込まれているうえ、2020年３月期第２四半期累計の営業キャッシュフローもマイナスに陥っており、このまま営業損失と営業キャッシュフローのマイナス計上が現在の経営陣と取締役会の下で継続すれば、当社はJASDAQの業績基準により上場廃止となる深刻なリスクにさらされる状況におかれています。かかる事態を招来した責任を負う現経営陣を刷新するため、解任対象取締役４名の解任を請求します。

（２）解任対象取締役４名について

山口正則氏は2013年６月から2019年６月まで当社の代表取締役社長（CEO）を、2008年６月から2013年６月までは代表取締役を務めました。山口氏の在任期間中に、当社の純利益は2013年３月期の約14億円から2019年３月期の△約10億円（純損失）に悪化しました。また国内事業の売上高及び営業利益[1]は、山口氏のCEO就任前にはそれぞれ約126億円と約４億円であったところ、山口氏のCEOとしての最後の決算期にはそれぞれ約68億円と△約20億円（営業損失）に悪化しました。2020年３月期には更なる損失が見込まれています。山口氏のCEOとしての経営は、上記損失を生じさせたことに留まらず、国内事業における新たな成長分野の開拓を怠ったという意味においても、当社に相応しくないことが明らかです。

また当社子会社のCellebrite Mobile Synchronization Ltd.(以下「Cellebrite社」といいます。）は2019年７月にIsrael Growth Partners Capitalの投資ビークルであるIGP SAFERWORLD,LIMITED PARTNERSHIP（以下「IGP社」といいます。）に対し第三者割当増資を行いましたが、その際当社はIGP社以外の提携先の選定や交渉を行わず、発行価額を過小評価して増資を行った結果、当社の企業価値は不当に毀損されました。山口氏はCellebrite社のChairmanとしてこの業務決定に対する責任を多分に負っています。

1　国内事業の売上高及び営業利益の算出には、連結損益計算書の売上高及び営業利益から、モバイルデータソリューション事業の売上高及び営業利益を控除したものを用いています。

さらに当社は、2019年末から2020年初にかけて不要かつ過小評価された価額での転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債」といいます。）及び新株予約権の発行を行い、その結果、当社の企業価値は毀損され、さらに潜在的な株式希釈化により深刻な少数株主権の侵害が発生しました。山口氏はその業務決定を行った取締役として責任を負っています。

山口氏は既にCEOを退任しているとはいえ、前CEOとして今なお取締役会及び会社経営に対する強い影響力を及ぼしています。当社の企業価値は既にこの４年間で著しく毀損され、現在も毀損され続けています。「手遅れ」になる前に当社を立て直すため、このような状況は直ちに終わらせなければなりません。

山岸栄氏は2017年６月以来、当社の取締役でありエンターテインメント事業部門を統括しています。同部門の売上高及び営業利益は、2017年３月期にそれぞれ約83億円と約７億円であったところ、2019年３月期にはそれぞれ約53億円と約２千万円に悪化しました。エンターテインメント事業は山岸氏の采配のもと悪化し続けており、今後の成長はもとより回復も見込めない状態です。

また当社は2019年末から2020年初にかけて不要かつ過小評価された価額での転換社債及び新株予約権の発行を行い、その結果、当社の企業価値は毀損され、さらに潜在的な株式希釈化により深刻な少数株主権の侵害が発生しました。山岸氏はその業務決定を行った取締役として責任を負っています。

山本泰氏は2013年６月より当社の取締役であり財務部門の最高責任者（CFO）を務めており、かつCellebrite社の取締役でもあります。山口氏と同様、山本氏の在任期間中に当社の純利益は2013年３月期の約14億円から2019年の３月期の△約10億円（純損失）まで悪化し、また国内事業の売上高及び営業利益は、山本氏の取締役就任前のそれぞれ約126億円と約４億円から、昨年度の約68億円と△約20億円（営業損失）に悪化しました。

山本氏はまた、Cellebrite社の取締役としてCellebrite社による不適切な第三者割当増資の業務決定について責任を負っています。さらに当社の取締役として、企業価値の毀損及び潜在的な株式希釈化により深刻な少数株主権の侵害を招いた転換社債及び新株予約権の発行の責任も負っております。

山本氏は、CFOとして、かつ経理部門における経験と立場に基づき、上記の企業価値毀損行為の影響を取締役会に理解させる極めて重要な責務を負っていたにも関わらず、その責務を怠ったものであり、取締役として不適任であることは明らかです。

入部直之氏は2018年６月から当社の社外取締役を務めています。2019年３月期にかかる第48回定時株主総会招集通知によれば、入部氏は「商品・新規ビジネス企画、業務改善に携わり、当社事業に対する識見及び経営コンサルタントしての専門知識と経験」を有しているとされています。しかしながら、入部氏の取締役就任以来、当社の企業価値は毀損され続けこそすれ、新規の価値を生み出していません。ビジネス戦略の変化はほぼなく、特段の成長を見込めるような新規ビジネスもありません。さらに、Cellebrite社による第三者割当増資と、当社の

転換社債及び新株予約権発行は、全て入部氏の取締役在任中に決定されたことです。入部氏は、企業価値増加と経営の監督という、同氏に託された職責を怠ったものであり、取締役として不適任であることは明らかです。

《株主提案》

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役候補者	ヨナタン・ドミニツ
同	ヤコブ・ズリッカ
同	ヤニブ・バルディ

【議案の要領】

取締役３名（監査等委員である取締役を除く。取締役候補者：ヨナタン・ドミニツ、ヤコブ・ズリッカ、ヤニブ・バルディ）を選任する。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ヨナタン・ドミニツ （1981年４月21日生）	2009年８月　ICAEW（イングランド及びウェールズ勅許会計士協会）より勅許会計士資格（ACA）認定 2006年８月　RGL Forensics Accountants and Consultants（ロンドン）フォレンジック会計士 2010年１月　C.Lewis & Company LLP（ロンドン及び香港）フォレンジック会計士 2012年８月　Oasis Management Company Ltd.（香港）ディレクター・戦略アナリスト（現任）	０株
2	ヤコブ・ズリッカ （1966年10月４日生）	1994年９月　Hamburger,Evron法律事務所（イスラエル）クラークシップ 1996年１月　Sadot法律事務所（イスラエル）弁護士（1995年11月よりイスラエル弁護士会会員） 1999年７月　Maariv Daily Newspaper（イスラエル）東京特派員 2002年11月　Japan Israel Investment Corporation,Ltd.マネージャー事業開発 2004年７月　ズリッカコンサルティング株式会社事業開発コンサルタント（現任） 2007年６月　メンター・グラフィックス・ジャパン株式会社＊OEMセールスマネージャー 2012年６月　Screenovate Technologies Ltd.（イスラエル）事業開発ディレクター 2015年11月　インクレディビルドジャパン株式会社代表取締役兼カントリーマネージャー ＊2010年３月　Valor Computerized Systems Japanを買収	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	ヤニブ・バルディ（1973年８月31日生）	1989年５月　イスラエル空軍　Intelligence Squadron 1996年９月　イスラエル国防省　空軍兵器調達マネージャー（ニューヨーク） 1999年８月　DM Incorporated社　スシテムインテグレーション部ディレクター 2001年７月　Sparta Systems Europe社　共同創設者兼常務取締役 シニア・グローバルプロジェクトマネージャー 2004年４月　同社　オペレーション　Vice President 2008年６月　同社　マネージングディレクター 2012年11月　Panoramic Power社　最高経営責任者（CEO） 2015年10月　Centrica Business Solutions社 国際ビジネスマネージングディレクター（現任）	０株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ヤコブ・ズリッカ氏及びヤニブ・バルディ氏は社外取締役候補者であります。
3. ヤコブ・ズリッカ氏及びヤニブ・バルディ氏が社外取締役に就任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

【各取締役候補者の選任理由】

ヨナタン・ドミニツ氏は英国資格の勅許会計士です。ドミニツ氏は大手フォレンジック会計事務所において財務モデリング・財務予測を含む包括的な財務分析や、市場環境その他の潜在的な外部リスク・財務リスク・業務リスク等の様々な業界の調査分析に携わりました。財務会計分野に高度な専門的知見を有しており、当社の財務会計部門を監督する能力を有します。また、Oasis Management Company Ltd.においてドミニツ氏は、投資先企業の経営者らと連携して、様々な事業・業界を対象に、収益性の向上、業務改善、競争力の強化、コーポレートガバナンス改革の実行、企業価値の向上のための戦略を策定しこれを主導してきました。ドミニツ氏は投資先企業に対する多角的な調査と徹底したデューデリジェンスを主導し、かつ経営者と協働して、継続価値ベースで当該企業のリスクと経営を監督するための重要業績評価目標（Key Performance Indicators）を確立してきました。ドミニツ氏はまた、企業価値評価とコーポレートファイナンスの専門的知見を通じ、潜在的なM&Aの機会を捕捉しこれを評価する能力を有しています。当社においては、中長期的な企業価値向上の戦略を策定するうえでも重要な貢献を果たすことが期待されます。

ヤコブ・ズリッカ氏は22年間の長期にわたり日本とイスラエルの両国において経験を有するイスラエル資格の弁護士です。ズリッカ氏は事業開発の豊富な経験を有し、2004年に事業開発コンサルティング会社、株式会社ズリッカコンサルティングを設立しました。多くの日本企業とイスラエル企業のために、医療機器・ソフトウェア・特許等の分野において技術交流等の事業開発を行っています。インクレディビルドジャパン株式会社においては、その代表取締役としての約３年間の在任期間中に、高い収益率を維持しつつ顧客数を２倍以上に、売上を３倍以上に成長させました。当社にとっては国内外ビジネス間の技術交流や有機的な連携が不可欠であるところ、ズリッカ氏はその事業開発の経験を通じてこれを当社に助言し、業績回復、国内ビジネスの再構築と収益性の向上をもたらすことので

きる最適の人材です。ズリッカ氏は非常勤取締役として、常勤取締役その他経営陣の監督と助言を行います。法政大学法学修士号を有し、母語のヘブライ語のほか、日本語と英語に堪能です。

ヤニブ・バルディ氏は、クラウドベースの分析機能を備えた独自のワイヤレス及び自己給電回路技術を採用したエネルギーベースソリューションのビジネスを確立したパイオニアであり、2015年にCentrica Business Solutions社（以下「Centrica社」といいます。）が傘下に収めたPanoramic Power社の最高経営責任者（CEO）として同ビジネスを展開してまいりました。バルディ氏は、Panoramic Power社CEOとして、同社の日常業務を管理し、戦略を決定し、その他あらゆる面での経営に携わってきました。Panoramic Power社に就任する前、バルディ氏はSparta Systems EMEA社の共同創設者兼常務取締役として、同社のセールス、マーケティング、オペレーションとプロフェッショナルサービスを成功に導きました。現在、バルディ氏はCentrica社で８カ国を統括するマネージングディレクターを務め、主にヨーロッパ、南アメリカ、アジア太平洋地域における同社の地位の向上に向けた取組みをしています。バルディ氏は、エンタープライズソリューション業界において20年以上にわたるエグゼクティブリーダーシップの経験を持つ、非常に練達の起業家であります。グローバルな事業戦略の策定と国際的成長を導く長年にわたる卓越した実績を有し、毎年約２億ドルの売上をCentrica社にもたらしてきました。

当社の国内ビジネスを的確に再構築するうえで、当社子会社のBacsoft,Ltd.（以下「Bacsoft社」といいます。）及び当社のM2M事業の適切なコントロールが不可欠であるところ、バルディ氏はその豊富な経験を基にBacsoft社とM2M事業の業務改善に貢献します。さらに、バルディ氏は在イスラエルの非常勤取締役としてCellebrite社及びBacsoft社の業務を適切に監督し、業務執行取締役に助言を提供することが期待されます。

【提案の理由】

提案株主は、当社には第３号議案の提案理由の概要に記載の問題があると考えており、第２号議案に係る取締役候補者２名を含む取締役候補者５名と代表取締役社長木村好己氏のリーダーシップのもとに必要な役職員の採用及び配置を行い、会社の業績回復のための中長期計画を策定し、その計画に沿った改革を確実に実行してゆくことが喫緊の課題であるため、第２号議案に係る取締役候補者２名を含む取締役候補者５名の選任を請求するとのことです。

株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対します。反対の理由は以下のとおりです。

1.当社は業績回復に向けて具体的な経営戦略を実行しており、解任対象取締役は当社の課題に取り組む者として適任であること

提案株主は、解任対象取締役４名の解任を求める理由として、①当社の業績不振、②Cellebrite社の第三者割当増資による当社の企業価値の毀損並びに③当社の転換社債及び新株予約権の発行による当社の企業価値の毀損を挙げておりますが、以下のとおり、①から③のいずれについても解任理由として合理的ではなく、解任対象取締役は、当社の業績回復及びCellebrite社の成長に向けた経営戦略を含む当社の経営課題に取り組む者として適任であると考えられるため、当社は本株主提案に反対いたします。

（1）当社は業績回復に向けて様々な具体的戦略を実行していること

当社は、「モバイルデータソリューション事業」、「エンターテインメント関連事業」、「新規IT関連事業」の開発・製造・販売を主たる事業内容としているところ、2018年３月期には、モバイルデータソリューション事業について販管人件費及び研究開発費が増加したこと、新規IT関連事業についてAceRealやO2Oの分野における販促・マーケティング・研究開発の各活動が本格化したことにより費用が増加したこと、さらに貸倒引当金の洗替えによる差額や本社機能の移転等により全社費用も増加したこと等が原因となって、約10億円程度の営業損失の計上に至っています。

また、2019年３月期には、エンターテインメント事業について2018年２月１日に施行された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」への対応等の影響から遊技機部品の販売が低調に推移して大幅な減収となったこと、新規IT関連事業についてO2O分野における売上高は増加したものの販促・研究開発の強化に伴い費用も増大したため損失が拡大したこと等が原因となり、前期に比べて損失幅は縮小したものの依然として約2億円程度の営業損失の計上に至っています。

さらに、エンターテインメント関連事業についてはパチンコ・パチスロ市場規模の縮小により成長率が停滞しており、こうした環境も当社の2018年３月期及び2019年３月期の営業損失の計上の要因のひとつとなっています。

そのような中で、当社は業績回復に向けて様々な戦略を鋭意実行している最中であり、事業ポートフォリオの選択と集中の動きを加速させ、モバイルデータソリューション事業の強化及びエンターテインメント関連事業における生産性の向上、新規IT関連事業への投資を進めると共に、適切なリスクの範囲内での国内事業の開発に取り組んでいます。

具体的には、モバイルデータソリューション事業においてはデジタルインテリジェンスの分野を継続的に強化し、資源を集中させるとともに、その他のサイバーインテリジェンスへの取組みを加速させており、成長する市場において受注総額を2019年３月期第3四半期累計の127百万米ドル（約145億円）から2020年３月期第３四半期累計146百万米ドル（約172億円）へと米ドルベースで15.1％増加させることで、当市場におけるリーディングカンパニーとしてシェアを確保し、成長を続けております。その一部は前受収益の19億48百万円の増加として貸借対照表に計上され、これは売上高の先行的な成果指標であると当社としては考えております。損失についても、2020年３月期第３四半期累計18億25百万円という大幅なセグメント損失となりましたが、このうち22億円はCellebrite社の第三者割当による優先株式の発行に伴う一過性の費用が影響しており、当損失は継続的なものではありません。

新規IT関連事業においては、M2M[2]の分野を強化しIoTセキュリティへの取組みを加速させることといった施策を実施しており、新規IT関連事業の売上高は2019年３月期第３四半期累計の７億90百万円から2020年３月期第３四半期累計10億25百万円と29.8％増加しており、また当セグメント損失も６億24百万円から３億６百万円と大幅に改善をしております。

M2M事業について、死活監視サービス「SunDMS」の提供を行うことで、M2MやIoT導入時に課題となる、効率的なこれらの機器のセンター集中管理を容易にしております。この施策は、特に大型案件において導入後の管理コストの低減などに寄与するため、M2M事業ではこの点が評価され、案件の掘り起こしが進んでおります。

また、AceReal事業では、2019年２月の正式リリース以降、空調設備のサービス・メンテナンス業務の利用など様々な実証実験を進めていく中で、遠隔支援を中心としたソリューションに一定の需要がある状況が判明したため、現在は遠隔支援ソリューションを中心とした事業展開にシフトしております。

O2O事業では、正式リリース以降、高価格帯である寿司業態を中心に順調に利用店舗数を増やしてきましたが、市場の激しい環境変化の中で、まだ利益を出すほどの店舗数には達しておりません。このような状況下で、当社が実施しているマーケティングの結果を踏まえて、事業戦略・ビジネスモデルなどの見直しに着手しております。この結果、構造改革費用として事業整理損５億93百万円の特別損失を計上しております。これらの見直しの成果は翌期以降、対象事業領域の絞り込みにより、年間の固定費で約１億円を超えるコスト削減に寄与するものと考えております。

2　Machine to Machineの略で、機器間通信を指します。

また、上記のとおり市場の縮小による課題を抱えるエンターテインメント事業についても、表現力の強化、効率化及び商材の絞込みといった施策の実行により更なる生産性の向上及び外部環境の変化に応じた製品・サービスの提供をすべく取り組んでおり、実際に開発効率を改善することにより利益率の向上を実現し、2019年３月期第３四半期累計で19百万円であった営業利益が、2020年３月期第３四半期累計では２億83百万円に増加しています。当社は、遊技機部品事業では、顧客を限定することにより個別の顧客に対する独自ノウハウの蓄積を行ってきました。この結果、相対的なマーケットシェアでは高いシェアを確保し、安定した売上・利益を維持しております。一方、ホールシステム事業では、低調なホールの設備投資需要を背景に厳しい競争環境により業績は低調に推移しております。現在、製品販売を絞り込み、かつサービス販売の拡充を進めております。また、管理遊技機など設備投資に関する業界環境の変化も生じていることから、この変化に合わせた新製品の開発し、準備を進めております。

その他事業については、現在、事業体制等の見直しを実施しており、2019年３月期第３四半期累計で２億80百万円であった売上高が、2020年３月期第３四半期累計では２億24百万円と減少しておりますが、セグメント損失は2019年３月期第３四半期累計の２億２百万円から、2020年３月期第３四半期累計では79百万円となり、その損失の幅は減少しております。売上は減少しているものの、利益率が改善しているのは、ゲームコンテンツについて、既存タイトルの運営を中心として事業体制を再構築している現在の施策の成果の現れであると考えております。これはスマートフォン向けゲーム市場において非常に新規顧客獲得コストが高まっている現状に鑑み、まずは既存タイトルの強化を図り、事業としての収益のベースを確固たるものとする施策となります。またその他事業を担当している技術者は、コンテンツ開発者、アプリ開発者、クラウドサーバー管理技術者などエンターテインメント関連事業、新規IT関連事業それぞれに親和性のある能力を有する者であるため、他事業にこれらの技術者・開発者を振り分ける取組みも行っています。

上記と並行して、外部のパートナーとの連携による経営改善も行っており、下記（2）で詳述するとおり、2019年６月には、Cellebrite社の成長戦略の実行の加速のために、デジタルインテリジェンス分野のノウハウと資金リソースを持ち、事業ビジョンを共有できるIGP社をパートナーとして迎え入れることを決断し、また、下記（３）で詳述するとおり、同年12月には、当社の企業価値の向上を図るため、複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績のあるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）を事業提携の相手方として選定し、アドバンテッジアドバイザーズから受けるノウハウを活用することにより、業績向上のための諸施策の検討と着実な実行を積極的に推進している最中であります。

（２）Cellebrite社の第三者割当増資により当社の企業価値が毀損されたという事実はないこと

提案株主は、2019年７月に実施された当社子会社のCellebrite社による第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）について、当社がIGP社以外の提携先の選定や交渉を行わず、発行価額を過小評価して増資を行った結果、当社の企業価値が毀損されたと主張していますが、そのような事実はありません。

当社は、2019年６月17日付け「連結子会社における第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、Cellebrite社がデジタルインテリジェンス領域におけるリーディングカンパニー・統合的なプラットフォーマーとなることを目指すという戦略を加速させるために、同分野のノウハウと資金リソースを持ち、事業ビジョンを共有できるパートナーを迎え入れることが最適と判断し、複数の提携先候補を検討し、これらの候補先と交渉の上、IGP社をそのパートナーとして選定しました。提案株主は、当社がIGP社以外のパートナーを探さなかったと主張しているところ、当社は、提案株主に質問状を送付し、上記主張の根拠について回答を求めましたが、現時点で具体的な根拠のある回答を得られておりません。IGP社を戦略的なパートナーとして選定した主な理由は、①提示された評価額が他の提携先候補の中で一番高額であったこと、②IGP社が会社と一緒になって事業の成長を手助けする伴走型の投資家であること、③IGP社がイスラエルの技術を評価し、IT分野を延ばす実績を持つ投資家であることの３点です。また、IGP社は、Windows95のメイン開発者を経験した者や、イスラエル財務省のトップを経た後NASDAQ上場企業において収益モデルをハード販売からソリューション販売へと転換させ、企業価値を数倍にしたメンバー等を擁しており、イスラエル国内でもM&Aのノウハウ、資金リソース、ハイテク企業のグローバル化を成長させた稀有で優秀な人材を揃えております。当社にとってモバイルデータソリューション事業のソリューション強化に向けた実効性のある体制を構築できたと考えております。

Cellebrite社が上記戦略を実践するには必要な事業・技術を獲得するためのM&Aの実行が不可欠であるところ、同社には継続的に収益に先行する形で発生する研究開発費を賄うための現預金を超えるM&A向け資金が十分ではありませんでした。提案株主は、そのウェブサイトにおいて、Cellebrite社が130億円を超える十分な現預金を保有しており、また早急に資金を調達する必要があれば有利子負債による低金利の調達も容易に行うことができたとしておりますが、Cellebrite社の現預金のうち、完全にリスクフリーである現預金の金額は、前期末において前受収益部分を除いた50億66百万円であり、またCellebrite社の自己資本比率は31.1％となっております。これらの財務状況及びCellebrite社が売上総利益率80％以上をベースにした高い固定費をビジネスモデルとする事業を運営していることを考えると、ある程度の自己資本比率を維持し、財務安定性を確保する必要があると考えております。また、有利子負債による調達を行う場合には将来的に返済の必要性があるところ、事業成長を前提とした大型の有利子負債による調達は、高い固定費割合で事業運営を行うCellebrite社にとって、技術進化が激しい

市場環境という将来的な不確実性も考慮すると、計画の達成状況次第では資金返済のために必要な成長投資等が計画の達成・未達次第では制限されるケースも想定され、適切ではないと判断しております。そこで、本第三者割当の実行により、M&Aの資金を調達するとともに、デジタルインテリジェンスの分野に深い見識を有するパートナーを獲得するという大きなメリットを得られることを踏まえて、当社は本第三者割当の実行を決定しています。

また、IGP社に対する優先株式の発行価額は、当社から独立した第三者機関による価格算定結果等を総合的に勘案して決定しており、発行価額を不当に過小評価して当社の企業価値が毀損されたという事実はございません。本第三者割当の実行後に当社株式の株価が大きく下落したという事実がないことを踏まえても、そのことは明らかであると考えられます。提案株主は、そのウェブサイトにおいて、「公開情報に基づき、セレブライト社が保有していた多額の現預金を考慮すると、セレブライト社にIGP社が第三者割当てで支払った実質的な対価（買収コスト）は58百万ドルでしかありません。」と述べておりますが、これは①今回の優先株式発行に伴う費用を一部考慮せず、②リスクから解放されていない前受収益の利益相当額部分をすべて当社保有分とし、③現預金をまったくM&Aに利用しないことを前提に算定した数字であり、当社の事業戦略や財務構造を踏まえた計算となっておりません。

提案株主は、そのウェブサイトにおいて、提案株主の調査では、当社が保有するCellebrite社株式には13.7億ドルを超える価値があり、また、提案株主が意見交換をした専門家は、Cellebrite社を20億ドル以上と評価していた等と主張しておりますが、これらの算定の根拠は全く示されておらず、合理的な算定価格とは言い難いと考えております。当社は、提案株主に質問状を送付し、Cellebrite社の企業価値に関する上記の算定根拠について回答を求めましたが、現時点でその具体的な根拠は示されておりません。

また、提案株主は、当社がCellebrite社の企業価値を算定するにあたりDCFモデルを用いたことが間違いであったと述べておりますが、当社は、第三者機関により算定されたDCF法、同業他社の類似会社比較法及び類似取引比較法により、Cellebrite社の企業価値の妥当性を複合的に確認しております。このDCF法の計算過程では、当社が主張した数値の幅の中で、上限に近い水準の数値が採用されております。また、Cellebrite社の成長性を加味するため、評価期間を延長したシナリオも検討しており、そのようなシナリオについてもレンジ内に収まるような評価額になっております。また、類似会社比較法では同業他社との比較及び高収益の分析企業の類似取引比較法により評価額の市場的な妥当性も検証しております。上記のとおり多面的に金額の妥当性を検証しており、その算定結果はモバイルデータソリューション事業の収益性や成長性が織り込まれた水準であり、事業の立上げで不確実性の高いAnalytics分野の収益貢献も一定程度織り込まれた妥当な企業価値評価額であったと考えております。提案株主の主張する評価額については算定根拠を示されておらず、かつ、主張のたびに提案株主の主張するCellebrite社の企業価値評価額は大きく変動してきました。これは計算の前提となる状況理解が十分ではなく、外形的に判断されたものであると考えられます。提案株主による評価においては、使用デバイスやセキュリティトレンドなど市場環境の変化が激しいデジタルフォレンジ

ック市場における見積期間を少なくとも10年を超えるような合理的に予測ができない長期に設定しているか、又は将来リスクの織り込みが適切ではないがゆえに割引率が低すぎるのではないかと当社では推察しております。

このように当社取締役は、適正な手続、評価及び検討の過程を経て本第三者割当の実行を決定しており、かつ、2020年１月14日付け「BlackBag Technologies Inc.の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」でお知らせしているとおり、本第三者割当の実行により得られた資金を活用して、実際にコンピュータフォレンジックに強みのあるBlackBag Technologies Inc.（以下「BlackBag社」といいます。）のM&A等を実行し、Cellebrite社の事業戦略の推進を実現できていること、当社が現在注力している分析分野の受注額が2020年３月期は前期に比べると約2倍に相当する約12百万米ドル（約13億円）になる見込みであることを踏まえると、本第三者割当の実行についての経営判断に問題はなく、提案株主の主張は事実と異なります。

（３）当社の転換社債及び新株予約権の発行により当社の企業価値が毀損されたという事実はないこと

提案株主は、当社が2019年末から2020年初めにかけて実施した転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権（以下「本新株予約権等」といいます。）の発行について、不要かつ過小評価された価額で行われたものであり、これにより当社の企業価値が毀損され、さらに潜在的な株式希釈化により深刻な少数株主権の侵害が発生したと主張していますが、そのような事実はありません。

当社は、2019年12月20日付け「事業提携に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、中長期的な経営戦略として掲げている①情報通信（セキュリティ、コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造、②エンターテインメント（遊技機）関連分野でのシェア拡大、③グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大の実現に向けて、資金調達のみならず、経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると考えられる相手先として、複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績のあるアドバンテッジアドバイザーズを選定いたしました。

また、当社単体の財務状況が悪化している中、借入金の比率が事業規模に対して大きくなっている状況にあり、そのような中で過度に借入金に依存する資金調達は財務安定性を損なうリスクがあることや、公募増資又は第三者割当増資によると即時に希薄化が生じて株価に影響が及ぶことを踏まえ、当社は、2019年12月20日付け「第三者割当により発行される第８回新株予約権及び第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」でお知らせしているとおり、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供するファンドに対して本新株予約権等の発行により資金調達を行うことを決定しました。

当社及び当社を取り巻く環境が変革期である状況下において、過去の成功体験だけでは十分ではないところ、アドバンテッジアドバイザーズとの事業・資本両面での提携により、当社は事業ポートフォリオの再構築支援、M&A・PMI支援、大手営業先・提携先の紹介、中期経営計画策定支援及び人材採用協力等の支援を受けることが可能となり、会社が変革期である状況下において、過去の成功体験だけでは十分ではなく、これら事業提携により、当社の業績回復に向けた戦略において大きなメリットがあります。

また、本新株予約権等の発行価額については、当社から独立した第三者機関による価格算定結果等を総合的に勘案して決定しており、発行価額を不当に過小評価して当社の企業価値が毀損されたという事実はございません。本新株予約権等の発行後に当社株式の株価が大きく下落したという事実がないことを踏まえても、そのことは明らかであると考えられます。なお、当社が価格算定を依頼した第三者機関は、価格算定モデルの決定に当たって、他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権等の発行要項等やその引受契約の諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価を実施しています。

提案株主は、そのウェブサイトにおいて、当社は、本新株予約権等の発行時点で本第三者割当によって調達した資金に手を付けておらず、本新株予約権等の発行により更なる資金調達を行う必要がなかった等と主張しておりますが、上記（２）のとおり、当社は本第三者割当の実行により得られた資金を活用して2020年１月にM&Aを実行しております。また、提案株主は、本新株予約権等の発行及び行使により当社が調達する資金総額18億円は、当社の現預金に照らすと非常にわずかな金額であり、不必要であると主張しておりますが、当社単体が保有する現預金は2019年３月末時点で約24億円であり、本新株予約権等の発行及び行使により当社が調達する資金は当社単体にとっては非常に大きなものとなります。したがって、提案株主による上記のような指摘は的を得ないものであると言わざるを得ません。

また、提案株主は、そのウェブサイトにおいて、「取引のタイミングへの疑念」を提起しておりますが、当社による本新株予約権等の発行は、会社法及び金融商品取引法が定める手続を遵守して行われており、株主及び投資者保護は十分に図られているといえます。また、公表のタイミングが2019年12月20日夕方となったのは、具体的に案件が進捗してからクローズまでの事務的な手続き及び関係者のスケジュールを考慮し、資金ニーズも含め、最短のスケジュールで進めた結果であり、提案株主の懸念は事実ではありません。

このように当社取締役は、適正な手続、評価及び検討の過程を経て本新株予約権等の発行を決定しており、本新株予約権等の発行についての経営判断に問題はなく、提案株主の主張は事実と異なります。

（4）当社はCellebrite社の成長に向けて具体的な経営戦略を計画・推進していること

現在、Cellebrite社はモバイルフォレンジック企業からデジタルインテリジェンス企業へ転換しようとする重要なターニングポイントを迎えています。同社は、技術力を背景に、従来のデータ抽出だけではなく、データを活用するデータ分析分野に積極的に投資を行っており、従来のモバイルフォレンジック市場を含むより大きなデジタルインテリジェンス市場でのリーディングカンパニーになるべく積極的にデータ分析システムやテクニカルサービスなどの幅広い製品・サービスラインナップの拡充を行うとともに、M&Aも実施しながら、成長市場におけるシェア確保に努めています。

具体的には、2020年１月にBlackBag社のM&Aを実施しました。これは、Analytics分野を成長させるためには、重要な情報源であるコンピュータに対するフォレンジックに関する多様なノウハウの取得が必要であるところ、近年、アップル向けPCフォレンジックで急成長を実現しているBlackBag社をM&Aによってグループ内に取り込むことにより、Analytics分野の成長及び当社グループの特徴でもあるアップル向けフォレンジックの強化をも実現しております。Cellebrite社は、成長する市場において、過去から継続して事業拠点を整備しながら、競合他社にはできない研究開発投資を行うことで、技術的差別化を継続的に拡大させ、シェアの拡大に努めています。このBlackBag社のM&Aにより、最も難易度の高いアップル向けフォレンジックについて、モバイル・パソコンのOSが統合化される流れの中で、差別化を実現するための体制を整備し、両者の研究開発部門のノウハウを活かしていくことでより競争力を高められると考えております。また、当社では、よりグループシナジーを追求し、子会社のガバナンスを強化するため、公的機関向けのビジネスに通じ、日本・イスラエル間のビジネス文化をよく理解し、モバイルデータソリューション事業や今後、進めていくサイバーセキュリティ分野の事業開発に経験を有し、監督できる者として、グローバルなサイバーセキュリティ分野における事業開発の経験を豊富に有するドロン・アイダルマン氏をボードアドバイザーとして新たに採用し、加えてイスラエルを中心としたグループ管理を専門とした部署を2020年４月から立ち上げることとしております。

（5）当社の業績回復に向けた戦略実行において、解任対象取締役は重要な役割を果たしていること

上記（1）乃至（4）記載の当社の戦略において、解任対象取締役は、それぞれ以下のような重要な役割を果たしています。

① 山口正則氏

山口正則氏（以下「山口氏」といいます。）は、当社における代表取締役在任中は、当社のエンターテインメント関連事業が属するパチンコ市場の縮小を見越して、新規IT事業への投資を行い、2015年のM2M遠隔監視制御のプラットフォームを提供しているBacsoft社への投資や、同年のARエンジンを開発しているInfinity Augmented Reality,Inc.への投

資といった、新規事業への投資を果敢に決定しております。たしかに、当社は2019年３月期には約10億円の純損失を計上しておりますが、これは当社の従来の主力事業であるエンターテインメント関連事業が属するパチンコ市場において、2018年２月１日に施行された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」への対応等の影響から、パチンコホールの遊技機の入替減少、新規出店や店舗改装等の設備投資を先送りする傾向等が強まり、将来的に不透明感が増大している市場環境の影響を主に受けているためであり、山口氏の代表取締役在任中に当社が投資を行った新規IT関連事業については、IoT、AR、AI等の最新技術の発展や、M2M、IoT、O2O市場の拡大にあわせて、企業のIoT化をトータルで支援出来るように、データ化のキーになるセンサーデバイス「おくだけセンサー」の販売や、産業用向け業務支援システム「AceReal One」の正式販売開始等を行い、2020年３月期第３四半期累計で前年同期比29.8％増の10億25百万円の連結売上高を計上し、売上総利益も前年同期比の19.3％増の４億１百万円を計上しております。

また、山口氏は当社が買収したCellebrite社のChairmanとして2007年７月からCellebrite社の経営にも長年携わり、当社の状況も理解したうえでCellebrite社の管理を行う等、当社におけるCellebrite社の管理の要を担っており、Cellebrite社を順調に成長させた実績を有しております。

また、山口氏は昨年当社代表取締役を退任したものの、引き続き当社の主力事業であるモバイルデータソリューション事業の強化において中心的な役割を担っております。モバイルデータソリューション事業は、2020年３月期第３四半期累計の連結売上高、売上総利益はいずれも前期に事業譲渡したMLC事業の売上減少に伴い前年同期比では減少しているものの、デジタルインテリジェンス事業単独では「UFFD 4PC」の販売が引き続き好調に推移したほか、科学捜査の高度化に伴い、捜査官向けトレーニング及びテクニカルサービスについても順調に売上高を伸ばし、同第3四半期累計の受注総額では146百万米ドル（約172億円）と前年同期比で15.1％の成長を実現し、引き続き成長市場で最も重要なシェアの確保を実現しております。

このように、山口氏は、長年にわたって当社の技術開発部門及び海外事業部門の業務に携わってきたことによる豊富な知見を基に、過去における戦略的な提携の提案・推進などの実績も踏まえ、当社の主力事業であるモバイルデータソリューション事業の強化において要となる存在であり、当社の業績回復にとって不可欠の人材であります。また、山口氏は、2007年からイスラエル企業を経営するという日本でも数少ない企業経営のノウハウを保有しており、当社がイスラエルの技術等を活かしたグループ展開を行う過程において重要な役割を果たすと考えております。

当社は、提案株主に質問状を送付し、提案株主が山口氏の経営実績について敢えて2013年３月期と2019年３月期の当期純利益と純損失を比較した理由について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。

なお、提案株主は、山口氏が2008年６月から2013年６月まで当社の代表取締役を務めたとしておりますが、山口氏は2012年６月から2013年６月までは代表権のない取締役であり、この点は事実に反することを指摘させていただきます。

② 山本泰氏

山本泰氏（以下「山本氏」といいます。）は長年にわたって当社の経理部門の業務に携わってきた経験・実績に基づいて、Chief Financial Officerとして当社の事業ポートフォリオの選択と集中の活動や戦略実施のためのアドバンテッジアドバイザーズとの事業提携を主導しているほか、2012年６月からはCellebrite社のDirectorとしてCellebrite社の経営にも携わり、2015年９月には当社子会社でIoTソリューションの開発・販売を担うBacsoft社のDirectorにも就任して同社の経営にも携わっております。

このように、山本氏は、当社のCellebrite社との連携も含めたモバイルデータソリューション事業の推進、当社のBacsoft社との連携も含めた新規IT事業の推進、これらの事業ポートフォリオの選択と集中に向けた活動のいずれにおいても財務的な側面から中心的な役割を担っており、金融機関等との関係も良好に維持しつつ、当社の業績回復にとって不可欠の人材であります。

当社は、提案株主に質問状を送付し、提案株主が山本氏の経営実績について敢えて2013年3月期と2019年3月期の当期純利益を比較した理由について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。

③ 山岸栄氏

山岸栄氏（以下「山岸氏」といいます。）は、長年にわたって当社のエンターテインメント事業に継続的に関与し、現在もエンターテインメント事業の属するパチンコ市場の縮小に対応するため、開発効率などの改善を行うことによって、減収に伴う利益の落ち込みを抑制する施策に取り組んでおります。これにより、エンターテインメント関連事業については、2019年３月期第３四半期累計で19百万円であったセグメント利益が、2020年３月期第３四半期累計では２億83百万円に増加しています。また、現在同事業の活動の見直しも進めており、引き続き山岸氏が同事業を担当することで、主要顧客との関係性が良好に維持され、かつ、パチンコ関連の特殊な市場環境の変化に対応するために、各種施策を牽引することが当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、山岸氏は、当社の業績回復にとって不可欠の人材であります。

なお、当社は、提案株主に質問状を送付し、当社のエンターテインメント事業をどのようにして成長させるべきかと考えているかについて回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。

④ 入部直之氏

入部直之氏（以下「入部氏」といいます。）は、長年にわたって商品・新規ビジネス企

画、業務改善に携わり、当社事業について経営コンサルタントとして継続的にアドバイスを行ってきました。上記のとおり、当社は新規IT関連事業への投資を進めているところ、入部氏は、当該事業のうちARやO2Oの分野について、現場の状況を踏まえて的確なアドバイスをしており、実際にAR事業では産業用向け業務支援システム「AceReal One」について数社との実証実験の獲得に貢献し、O2Oの飲食店向けの顧客フォーカス等において成果を出しています。当社の業績回復に向けた取組みの中で、入部氏もまた必要な人材であり、解任されるべきではございません。

当社は、提案株主に質問状を送付し、提案株主が入部氏の取締役就任以降、当社の企業価値が毀損され続けていて、特段の成長を見込めるような新規ビジネスもないなどと主張する理由について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。

2.本株主提案に係る取締役候補者は、いずれも当社の現状の経営課題を解決するために適任であるとはいえないこと

（1）提案株主は当社の企業価値の継続的な向上を目指すものではないこと

上記1のとおり、当社はその現状の経営課題について、業績回復に向けた事業ポートフォリオの選択と集中、各主要事業の強化等にあると分析し、これらの実現に向けた個別具体的な方策を立案し、実行している段階にあります。他方で、提案株主の提案理由では、「国内外のビジネスの再構築」といった漠然とした目標が記載されているのみで、当社の経営課題の解決に向けた具体的な方策は全く示されていません。また、提案株主による本株主提案のためのキャンペーン用ウェブサイトにおいても、提案株主は当社の国内事業の問題点について縷々述べたうえで、抽象的な戦略見直しの案を提示するにとどまり、具体的な解決策を示しておりません。当社は、提案株主に質問状を送付し、提案株主が経営陣の刷新後に策定するとしている「中長期計画」の内容について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。また、提案株主はこれまでに日本国内において、当社のような事業会社に自ら取締役を派遣して経営した実績はなく、このことからも提案株主のみの提案に係る取締役候補者3名の当社取締役としての資質には疑念を持たざるを得ません。

加えて、提案株主はそのウェブサイトにおいて、当社のコーポレートガバナンス上の課題として①役員と株主の利害関係を一致させる業績連動の役員報酬制度の導入、②役員と幹部職員が成長性の高い事業に焦点を当て、競争力の低い事業からの転換を行うための事業分野ごとの重要経営指標（KPI）の設定等を挙げていますが、上記①については、当社は、2014年6月25日開催の定時株主総会における決議に基づき2015年2月5日に発行された株式報酬型新株予約権によって、役員と株主の利害関係を一致させる報酬制度を導入しております。また、上記②については、当社では事業の成長のためのKPIを設定し、管理をしております。例えば、主力事業のモバイルデータソリューション事業では、成長と収益性のバランスを取るためEBITを中心とした利益面、受注・売上面、運転資本を中心とした財政面からそれぞれKPIを設定しております。また、新規IT関連事業では、成長に向けた案件確保のための訪問件数などの取組状況や開発のマイルストーン設定などを行っています。さらに、エンターテインメント関連事業のうち遊技機部品事業では、タイトルのブランド維持のための稼働率や効率化のためのコストダウン案採用数などを中心にKPIの設定を行っています。

また、提案株主は投資を通じて短期的かつ多額のリターンを得ることを目指すファンドであり、その性質上、中長期的な視点で当社の企業価値の継続的な向上を真摯に検討しているといえるかについては疑念を抱かざるを得ません。KPIはあくまでも事業成果を出すための指標であり、競争力の低い事業からの転換については、KPIの達成状況に限らず、当該事業の成長性や可能性など様々な要素を考慮したうえで、客観的に事業進捗を判断した結果として選択するべきものであると考えています。提案株主が主張するように事業転換のためにKPIを設定するということは、事業成長を追求する経営姿勢とは異なっていると言わざるを得ません。提案株

主のように短期的利益を目指すことは、当社が現状の経営課題について上記のような方策を実行していることと全く相容れないものであり、受け入れることはできません。

（２）本株主提案に係る取締役候補者はいずれも不適任であるうえに、当該取締役候補者による経営が行われた場合には当社に回復しがたい損失が生じること

また、本株主提案に係る取締役候補者は以下のとおり当社の個別的業務に精通しておらず、かつ当社の業績回復を実現するための知見も不足していると言わざるを得ず、このような取締役が選任された場合には、当社が現状進めている戦略にとって大きな支障となり、株主の皆様の共同の利益が害されることになることは明白であると考えられます。

ヨナタン・ドミニツ氏（以下「ドミニツ氏」といいます。）、ヤコブ・ズリッカ氏（以下「ズリッカ氏」といいます。）及びヤニブ・バルディ氏（以下「バルディ氏」といいます。）については、その経歴及び選任理由に照らして、当社の事業に関する知見を有する者とは認めがたく、このように当社の事業の特性を踏まえた経営課題を理解できない取締役が選任された場合には、当社の経営方針の策定において大きな混乱をもたらし、当社の企業価値が毀損されることは明らかです。

また、ドミニツ氏は提案株主のグループ会社において勤務している者であり、特定の大株主と関係のある取締役候補者であるうえに、上記のとおり提案株主らによる当社の経営方針が何ら具体的に示されていないことやドミニツ氏に事業会社の経営経験がないことを踏まえれば、ドミニツ氏が取締役に選任された場合には、提案株主らのみの利益実現を目的とした経営が行われるおそれがあり、他の株主の皆様の利益が害されることになります。

当社は、提案株主に質問状を送付し、①ドミニツ氏が日本企業において財務会計部門を監督した経験を有しているか、②日本企業に対する具体的な投資実績及び投資先企業の経営者らとの協働実績を有しているか、③コーポレートファイナンスの専門的知見を有することを示す実績はあるかという点について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。

さらに、ズリッカ氏及びバルディ氏はイスラエルと縁の深い者であり、提案株主としては当社子会社のうちイスラエルに所在するCellebrite社及びBacsoft社を重視していることがその選任理由等から推察されます。当社の業績回復に向けた取り組みの中で、Cellebrite社等の在イスラエル子会社が一定の重要性を有することは事実ではありますが、当社の喫緊の経営課題であるその他の公的機関向けのモバイルデータソリューション事業分野ビジネスの成長及び当社単体の業績回復とのバランスを考慮せず、解任対象取締役４名の解任を提案するとともに、ズリッカ氏及びバルディ氏のようにモバイルデータソリューション事業とは異なった分野の事業経験を持つ経営者を候補者としており、また上記２社を監督するためにバルディ氏のような在イスラエルかつ当社主力事業のモバイルデータソリューション事業とは異なる業界、製品・サービス、対象顧客を取り扱ってきた人物をあえて非常勤取締役候補者として提案するという提

案株主の姿勢は、当社グループが置かれている状況を理解しようとせず、自らの短期的利益のみを追求しようとする意思の表れであると言わざるを得ません。なお、提案株主は、そのウェブサイトにおいて、「最終的にセレブライト社を上場させるか、もしくは戦略的投資家を特定し事業売却により得られる資本」により国内事業の育成につながる再投資を行うと記載しており、Cellebrite社を売却することも検討しているようです。Cellebrite社が当社の事業戦略において重要な存在であることを主張しておきながら、同社を売却して資本を得ることを示唆する姿勢は、まさに提案株主が自らの短期的利益のみを追求しようとしていることの証左であると考えられます。

当社は、提案株主に質問状を送付し、ズリッカ氏について、①医療機器・ソフトウェア・特許等の分野に知見があるとのことだが当社事業とのシナジーはどのような点にあるのか、②非常勤取締役候補者のようだが、具体的にどのような形で経営に参加する予定なのかという点について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。また、ズリッカ氏の人柄や経営に対する意欲を確認するため、当社指名諮問委員会との面談又はレターの提出を求めましたが、現時点では面談の実施又はレターの提出に応じる旨の回答を得られておりません。

また、当社は、提案株主に質問状を送付し、バルディ氏について、①当社国内ビジネスである日本市場におけるルーター・センサーのマーケットに対する知見をどの程度有しているか、②Bacsoft社及び当社のM2M事業の適切なコントロールとは具体的にどのようなことを想定しているのか、③非常勤取締役候補者のようだが、具体的にどのような形で経営に参加する予定なのかという点について回答を求めましたが、現時点で具体的な回答を得られておりません。また、バルディ氏についてもその人柄や経営に対する意欲を確認するため、当社指名諮問委員会との面談又はレターの提出を求めましたが、現時点では面談の実施又はレターの提出に応じる旨の回答を得られておりません。

以上に加えて、本株主提案について、既に既存の大口取引先や金融機関から、万が一本株主提案に係る取締役候補者が選任され当社を経営する立場となった場合には既存の取引関係を見直す可能性があるとの連絡を受けており、当社がこれまで築き上げてきた既存の取引先や金融機関との信頼関係が消失する懸念があります。

また、当社は、Cellebrite社の従業員からも、事業を尊重する安定した日本の企業が株主であるという安心感から信頼を得ており、現に、2019年６月17日付け「連結子会社における第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、2019年６月の優先株式の発行の際には、従業員からの信頼喪失に伴う従業員の流失による競争力低下というデメリットを意識し、Cellebrite社経営陣及び従業員への株式報酬に充当する新株式を併せて発行するリテンションプランを実施し、従業員の流出のケアをしております。仮に当社の経営に提案株主側の候補者が介入した場合には、Cellebrite社の事業を尊重し、デジタルインテリジェンス分野で統合的なプラットフォームを提供することにより、リーディングカンパニーになるというこれまでの当社の中長期的な視点に立った方針も転換を迫られる可能性があり、そのよ

うな場合には、デジタルインテリジェンス分野でNo. 1 になるという中長期的な目標を持つ、Cellebrite社の中核となる従業員の流出に伴う研究開発力の低下による競争力の低下という当社にとって回復しがたい損害が発生する可能性も否定できません。

以上のような理由から、当社は、本株主提案に係る取締役候補者の選任に反対いたします。

3．当社が上場廃止となるリスクにさらされているという事実はないこと

提案株主は、本株主提案の提案理由として、当社が「JASDAQの業績基準により上場廃止となる深刻なリスクにさらされる状況におかれている」ことを挙げております。

しかしながら、当社に適用のあるJASDAQ上場会社の業績等に関する上場廃止基準（東京証券取引所の有価証券上場規程第604条の２第１項第２号）によれば、当該JASDAQ上場会社は、「最近４連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、１年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくならないとき」に上場廃止となるとされているところ、当社の営業キャッシュ・フローは2018年３月期及び2019年３月期のいずれにおいてもプラスであるため、提案株主が本株主提案の提案理由に記載している上記の記載は事実に反するものであります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

臨時株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社　本社３階会議室

交通機関　名鉄犬山線「江南」駅 下車徒歩約６分

- 駐車場は30台分ご用意しておりますが、満車の際はご容赦ください。
  できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 株主懇親会は予定しておりませんので、予めご了承いただけますようお願い申し上げます。
- 総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただけますよう
  お願い申し上げます。
- 新型コロナウィルスの感染が広がっておりますので、本株主総会会場において、感染予防の為の措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
  また株主総会運営メンバーにおいてもマスクを装着して対応させていただく予定でおります。

